



埼玉県報

第257号
令和3年(2021年)
11月2日
火曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 自動車税等データエントリー業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 埼玉県大規模施設等協力金（第4期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道鴻巣川島線の供用の開始（東松山県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 試験種目

イ 学科試験（国語、数学、地理歴史及び公民）

ロ 作文

ハ 口述試験

ニ 適性検査

ホ 身体検査

ヘ 経歴評定

四 募集期間

令和三年十一月五日（金）から同月十六日（火）まで

五 採用予定時期

令和四年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日

イ 学科試験、作文及び適正検査（Web試験方式）

令和三年十一月二十三日（火）又は同月二十四日（水）の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和三年十一月二十八日（日）又は同月二十九日（月）の指定する日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県熊谷市拾六間八三九

航空自衛隊熊谷基地

八 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp)

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
自動車税等データエントリー業務委託 850,000件
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K S Kテクノサポート 東京都稲城市百村1625-2
- 5 落札金額
29.60円（消費税及び地方消費税を除く）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年8月20日

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県大規模施設等協力金（第4期）支給業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年8月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号

5 契約金額

104,343,782円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第千二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 夜間（午後十時から翌日午前六時まで）に小売店（店舗面積が五百平方メートル以上）の営業を行う場合、また、深夜（午後十一時から午前六時まで）に音響機器を使用する場合は、埼玉県生活環境保全条例第六十六条の規定により次のことを遵守すること。

ア 夜間（午後十時から翌日午前六時まで）の間において規制基準を超える騒音を発生し、または発生させてはならない。

イ 深夜（午後十一時から午前六時まで）の間において音響機器を使用する場合外部に音が漏れないようにすること。

(2) 収容台数が二十台以上または面積五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合、利用者へのアイドリングストップの周知を行うこと。（駐車場が点状の場合は、それぞれの場所で周知できるような対応を行うこと。）

二 縦覧期間

令和三年十一月二日から令和三年十二月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ八潮店

埼玉県八潮市大瀬二丁目三番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番地二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番地二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年六月二十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百八十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年十月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十一月二日から令和四年三月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月二日から令和四年三月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオザム草加両新田店

埼玉県草加市両新田西町四百四十一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） M U L プロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（変更後） 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

ハ 変更年月日

令和三年十月一日

ニ 届出年月日

令和三年十月二十二日

二 縦覧期間

令和三年十一月二日から令和四年三月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十一月二日から令和四年三月二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局

二 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

三 作業地域

埼玉県内の一部（直轄国道）

四 作業期間

令和三年十一月八日から令和四年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県熊谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（河川整備に伴う、基準点測量）

三 作業地域

深谷市榛沢新田、深谷市山崎、深谷市山河地内

四 作業期間

令和三年十一月一日から令和四年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字須影字下戸ノ内百九十三番一 他三十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百五十七立方メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>鴻巣川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡吉見町大字荒子字八幡 裏一〇二番一地从先から同郡 同町大字荒子字寺家谷一一一 〇番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十一月四日午後二時</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年二月二十六日付 け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。延長一八 一・五五メートル</p>